

資料 7

市町村長による危機管理の要諦
—初動対応を中心として—

平成29年4月
消 防 庁

市町村長による危機管理の要諦

—初動対応を中心として—

自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。
災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる態勢をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難勧告等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難勧告・避難指示を発令すること。
避難勧告・避難指示の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をするうえで欠かせない。
- (4) 避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

目 次

1 市町村長の責任・心構え

(1) 市町村長が危機管理の陣頭指揮……………	1
(2) 市町村長が自ら行うべき5つの重要事項……………	2
(3) 市町村長がまず最初に判断すべき事項……………	3
(4) 最悪の事態を想定した判断・行動……………	4
(5) 市町村長に対するサポート体制の確立……………	6
(6) 市町村長自ら実践的な訓練へ参加……………	7

2 市町村長の緊急参集

(1) 市町村長が一刻も早く駆けつける……………	9
(2) 災害等が予想される場合は待機を……………	11
(3) 市町村外へ出る場合は権限代行者を所在させる……………	12
(4) 市町村長に常に連絡が取れる態勢を……………	13
(5) 職員の初動体制の確立……………	15

3 災害時の応急体制の早期確立

(1) 災害対策本部等の迅速な立ち上げ……………	17
(2) 情報収集は待つだけでは駄目……………	20
(3) 職員の安全に配慮……………	21

4 避難勧告等の的確な発令

(1) 避難勧告等の意義と重要性……………	22
(2) 「見逃し」よりも「空振り」を……………	23
(3) 避難勧告等の発令に関する判断基準の確立……………	27
(4) 「空振りで良かった」と思える住民意識の醸成……………	28

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

(1) 関係機関へまず一報……………	30
(2) カウンターパートの連絡先の把握……………	31
(3) トップ同士の良好な関係の構築……………	32

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

(1) 市町村長自ら呼びかけを……………	33
(2) 包み隠さず公表……………	35
(3) 時機を失せず公表……………	37

1 市町村長の責任・心構え

(1) 市町村長が危機管理の陣頭指揮

危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。

・災害、国民保護事案等の危機事態が発生した場合、危機を乗り切れるかどうかはトップである市町村長の判断と行動にかかっており、市町村長は全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執ることが必要。

～政治責任をかけた意志決定～

災害の意志決定の原則は、現場に近いところで意志決定をするということです。これは大原則です。意志決定は現場の臨場感を肌で感じている人間がやらなければいけない。それはやはり市町村長です。しかも、市町村長なら政治責任が取れる。取らないといけないという覚悟を持っているはずだとか、持つべき存在です。

官僚の皆さんは政治責任を取れないのです。県がやっても知事が判断するわけではなくて、多分この事務所の局長がするとかになるので。それはつまり、政治家が判断するのがいいのか、役人が判断するのがいいのかという選択肢の問題で、それは政治家がやらないといけません。死者が出たときに私が辞めますといって責任を取れるのも自治体のトップだけです。

(台風災害に対応した〇〇市長の言葉)